

4 職種別常勤換算従事者の状況

常勤換算従事者数は 769,777 人となっている。これを施設の種類の別職種別の構成割合をみると、保育所では「保育士」が 74.9%、障害者支援施設等では「生活指導・支援員等」が 52.4%、老人福祉施設では「介護職員」が 37.8%となっている（表4、統計表第1、5、9表）。

表4 施設の種類の別職種別常勤換算従事者の構成割合

平成23年10月1日現在

	総数	1) 保護施設	老人福祉施設	障害者支援施設等	2) 身体障害者更生支援施設	2) 知的障害者支援施設	2) 精神障害者社会復帰施設	身体障害者参加施設	婦人保護施設	1) 児童福祉施設(保育所を除く)	保育所	母子福祉施設	1) その他の社会福祉施設等
常勤換算従事者数 (人) 3)	769 777	6 232	40 446	71 572	5 857	20 975	2 134	2 758	364	76 326	447 013	251	95 850
構成割合 (%)													
総数	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
施設長	4.9	3.5	7.5	4.2	4.0	4.6	15.9	7.7	7.4	5.5	4.8	10.4	4.6
サービス管理責任者	0.4	3.9	0.9	1.4	1.2
生活指導・支援員等 4)	9.5	12.3	10.7	52.4	11.7	53.6	35.3	9.3	34.8	17.1	...	1.2	4.3
職業・作業指導員	1.1	1.9	0.3	4.0	11.1	16.4	12.3	4.3	5.2	0.5	...	2.8	0.5
セラピスト	0.7	0.1	0.2	0.9	1.9	0.1	1.2	2.8	2.1	4.4	...	-	0.7
理学療法士	0.2	0.0	0.1	0.4	1.0	0.0	-	1.1	-	1.4	...	-	0.2
作業療法士	0.2	0.0	0.0	0.3	0.6	0.0	1.2	0.7	-	1.1	...	-	0.1
その他の療法士	0.3	0.0	0.1	0.2	0.3	0.0	-	1.0	2.1	1.9	...	-	0.4
心理・職能判定員	0.0	0.1	0.2	0.0	0.4
医師	0.4	0.4	0.4	0.3	0.5	0.4	1.4	0.3	1.2	1.3	0.2	-	0.1
保健師・助産師・看護師	4.1	6.5	6.1	4.5	7.1	2.9	1.6	2.4	6.7	12.9	1.3	0.4	8.9
精神保健福祉士	0.2	0.6	0.0	1.2	0.1	0.1	20.4	0.2	-	0.0
保育士	45.7	20.0	74.9	2.3	1.4
児童生活支援員	0.1	0.8	...	-	...
児童厚生員	1.3	13.4	...	-	...
母子指導員	0.1	0.8	...	-	...
介護職員	11.5	50.2	37.8	13.6	43.0	0.9	0.1	4.7	1.6	59.6
栄養士	1.9	3.2	4.8	2.0	2.2	2.4	0.2	0.2	4.5	1.7	1.8	-	1.0
調理員	8.6	10.1	12.6	5.1	5.6	7.4	1.1	0.8	16.0	5.7	10.0	3.9	6.3
事務員	3.7	7.0	10.9	5.0	5.9	7.0	6.3	22.0	9.6	4.9	1.8	36.5	5.4
その他の職員	6.0	4.1	8.7	2.7	5.8	2.9	2.6	45.5	11.1	10.9	5.1	42.4	7.0

- 注: 1) 保護施設には医療保護施設、児童福祉施設には助産施設、児童遊園、その他の社会福祉施設等には無料低額診療施設をそれぞれ含まない。
 2) 障害者自立支援法の経過措置による旧法(身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)の施設である。
 3) 従事者数は常勤換算数であり、小数点以下第1位を四捨五入している。
 4) 生活指導・支援員等には、生活指導員、生活支援員、児童指導員、児童自立支援専門員が含まれるが、保護施設及び婦人保護施設は生活指導員のみである。
 5) 従事者数は調査対象となっている施設のうち、調査した職種分のみであり、調査した職種以外は「…」とした。